

緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準
(案)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第二項に規定する緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合の下限	100 分の 15 以上 100 分の 20 未満	100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	100 分の 1 以上 100 分の 10 未満
環境施設の面積の敷地面積に対する割合の下限	100 分の 20 以上 100 分の 25 未満	100 分の 15 以上 100 分の 25 未満	100 分の 1 以上 100 分の 15 未満

(備考)

- 1 甲種区域、乙種区域及び丙種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - 一 甲種区域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域（緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号）に規定する第二種区域と同等の区域）
 - 二 乙種区域 主として工業等の用に供されている区域（緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準に規定する第三種区域と同等の区域）
 - 三 丙種区域 専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域
- 2 区域の設定に当たっては、緑地整備の適切な推進を図り周辺の地域の生活環境を保全する観点から、次に掲げる事項に留意すること。また、各区域の設定に当たっては、特定工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設などが存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域であることを考慮すること。
 - 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に定める用途地域の定めがある地域については、原則次の区分に従うこと。
 - ア 「甲種区域」として設定することができる区域 準工業地域
 - イ 「乙種区域」として設定することができる区域 工業地域、工業専用地域
 - ウ 「丙種区域」として設定することができる区域 工業地域又は工業専用地域のうち、設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設（住宅等の居住施設、物品販売店舗及び飲食店等商業の用に供している施設、図書館等の文教施設、診療所等の医療施設、老人ホーム及び保育所等の社会福祉施設等であって、工業等の用に供している施設に付随して設置されたもの及び主として工業等の用に供している施設の従業員その他の関係者の利用に供されているものを除く。以下同じ。）が存しない区域
 - 二 工業地域であっても多数の住居が混在する場合など用途地域に即して区域を設定

した場合に特定工場の周辺の地域における生活環境の保持が著しく困難と認められる場合については、用途地域にとらわれることなく区域の当てはめを行うこと。

三 都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めがない地域については、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に、特定工場の周辺の地域について、以下のそれぞれの要件を満たす範囲を特定して区域の区分を行うこと。

ア 「甲種区域」として設定することができる区域 設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設が近隣の準工業地域と同程度以下の割合で存する区域

イ 「乙種区域」として設定することができる区域 設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設が近隣の工業地域又は工業専用地域と同程度以下の割合で存する区域

ウ 「丙種区域」として設定することができる区域 乙種区域に相当する区域のうち、設定区域における住民の生活、利便又は福祉のための用に供される施設が存しない区域

四 各区域の設定に当たっては、現在でも緑地面積率が数%という状況にとどまっている、古くから形成されてきた工業集積地のような地域に区域を設定することによって、特定工場における緑地及び環境施設の整備を促し、結果として現状よりも緑地等の整備が進むように配慮すること。

また、丙種区域の設定に当たっては、併せて丙種区域として設定しようとする区域の存する地域における緑地及び環境施設の整備に配慮する等、地域の環境の保全に留意すること。

五 緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合の下限値の設定に当たっては、区域内の状況のみにとどまらず、区域に接する地域が当該地域の住民の生活の用に供されている状況を勘案して、特定工場の周辺的生活環境の保持がなされるように配慮すること。

工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）改正条文（案）（改正箇所は下線部）

（現行）

（環境施設の配置）

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（改）

（環境施設の配置）

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、当該準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。